



3 水 大 第 885 号
令和 4 年 1 月 24 日

愛知県環境審議会
会長 青木 清 様

愛知県知事 大村秀章



愛知県における土砂等の埋立て等に関する規制のあり方についての
諮問の取り下げについて（通知）

令和 3 年 8 月 24 日付け 3 水大第 580 号により貴審議会の意見を求めた「愛知県
における土砂等の埋立て等に関する規制のあり方について」は、諮問を取り下げま
す。

担当 環境局環境政策部水大気環境課
水・土壌規制グループ
電話 052-954-6225

< 諮問の取り下げの理由 >

埋立て等に使用される土砂等に関する環境上の基準を定めるとともに、土砂等の崩落等による飛散及び流出等を防止するための規制を行うため、令和3（2021）年8月24日に、本県における土砂等の埋立て等に関する規制のあり方について、貴審議会へ諮問した。

その後、令和3年9月定例愛知県議会において、不適正な土砂等の採取に伴い生じた急勾配の斜面が放置された場合にも崩落等が発生するおそれがあり、災害を防止し県民生活の安全を図る観点から、土砂等の埋立て等の規制だけでなく、土砂等の採取に関する規制のあり方についても、あわせて検討する必要性がある旨を指摘された。

これを受け、災害発生の防止及び生活環境の保全を目的とする新たな条例の制定に向けた検討を行うこととし、令和3（2021）年11月30日に「土砂等の埋立て等及び採取の規制に関する有識者会議」を設置した。

令和3（2021）年12月24日開催の同会議では、環境上の基準に適合しない土砂等による埋立て等の禁止など、貴審議会へ諮問した内容も含めて検討が行われていることから、貴審議会への諮問を取り下げることとした。

3水大第580号
令和3年8月24日

愛知県環境審議会
会長 青木 清 様

愛知県知事 大村 秀 章



愛知県における土砂等の埋立て等に関する規制のあり方について（諮問）

愛知県における土砂等の埋立て等に関する規制のあり方について、貴審議会の意見を求めます。

担 当 環境局環境政策部水大気環境課
水・土壌規制グループ
電 話 052-954-6225

説 明

令和3(2021)年7月3日に静岡県熱海市で土石流が発生しました。本県では、土砂等の埋立て等については、砂防法等の個別法や、一部市町村の条例で規制されています。また、土砂等の搬出時には、土壤汚染対策法に基づき、有害物質による汚染を確認の上、汚染が無い土砂等に限り埋立て等に使用できることとなっています。

一方、土砂等の埋立て等の行為自体については、県全体での統一的な規制はなく、また、土砂等の搬入時には、有害物質による汚染に関する規制はないことから、土砂等の崩落等が発生した場合、土砂等が飛散・流出し、生活環境に影響を及ぼす可能性があります。

こうしたことから、本県においても埋立て等に使用される土砂等に関する環境上の基準を定めるとともに、土砂等の崩落等による飛散及び流出等を防止するための規制を行うことが必要であると考えられるため、本県における土砂等の埋立て等に関する規制のあり方について、貴審議会の意見を求めるものです。